

参考資料（吉川市水道事業）

特殊集団住宅の水道給水に関する特別措置規程 平成 8 年 8 月 12 日 水管規程第 7 号

（目的）

第 1 条 この規程は、特殊集団住宅において、給水装置に附帯して設置された受水槽以降の装置(以下「給水設備」という。)に係る水道メーター(以下「各戸メーター」という。)の戸別検針(以下「戸別検針」という。)及び水道料金の戸別徴収(以下「戸別徴収」という。)の事務の特例について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において特殊集団住宅とは、中高層等の集合建築物であつて、吉川市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が給水装置の所有者(以下「所有者」という。)から戸別検針及び戸別徴収の事務を受託している集合建築物をいう。

（所有者）

第 3 条 分譲による共同住宅において、管理組合が設立された場合はこれを所有者とする。

（戸別検針及び戸別徴収）

第 4 条 管理者は、特殊集団住宅の所有者から戸別検針及び戸別徴収の事務について委託の申請があつた場合は、契約により当該居住者に係る戸別検針及び戸別徴収の事務を行うことができる。

2 共同住宅で、給水設備を設置する所有者から委託された場合も同様とする。

（委託の手続き）

第 5 条 所有者は、前条の規定に基づき委託する場合は、特殊集団住宅認定申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

（認定の基準）

第 6 条 前条の申請に係る認定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水設備の構造及び材質が、吉川市水道給水条例(昭和 54 年吉川町条例第 2 号。以下「条例」という。)に基づく基準に適合すること。
- (2) 給水設備が吉川市給水装置設計基準(以下「設計基準」という。)に適合すること。

（検査及び受託）

第 7 条 所有者は、給水設備の工事が完了した場合、給水設備検査依頼書(様式第 2 号。以下「検査依頼書」という。)を提出しなければならない。

2 管理者は、第4条の規定により申請があったときは、検査依頼書に基づき受託することについて必要な検査を行い、支障がないと認められた場合は、特殊集団住宅認定書(様式第3号)を交付する。

(契約)

第8条 管理者は、前条の規定により、特殊集団住宅として認定し、戸別検針及び戸別徴収の事務を受託しようとするときは、特殊集団住宅の戸別検針等に関する契約書(様式第4号)により、所有者と契約を締結するものとする。

2 前項における契約期間は、1事業年度とする。ただし、業務に支障のないときは更新することができる。

(契約の条件)

第9条 前条における契約の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 受水槽までの給水装置に設置するメーター(以下「親メーター」という。)、共用栓に使用するメーター及び各戸メーターは、市が貸与したものを使用しなければならない。

(2) 所有者は、水道を使用する当該居住者に対し、口座振替による水道料金の納付の周知について努めなければならない。

(3) 所有者は、親メーターの計量による使用水量と各戸メーターの計量による合計使用水量が等しくない場合は、生じた水量差による料金相当額を負担しなければならない。

(維持管理)

第10条 所有者は、給水設備を善良な意志に基づき、自己の負担で管理しなければならない。

(代理人の選定等)

第11条 所有者は、給水設備の管理を第三者に委託する場合、所有者代理人届(様式第5号)を管理者に届け出なければならない。

2 所有者は、給水設備を管理するため吉川市指定給水装置工事事業者を指定するなど、あらかじめ必要な措置を講じておかななければならない。

(所有者の異動)

第12条 売買、その他の理由により所有者が変更したときは、すみやかに所有者変更届(様式第6号)を管理者に届け出るものとし、あわせて新所有者に契約内容を周知させる措置をとらなければならない。

(契約の解除)

第 13 条 管理者は、所有者が契約に違反し、勧告してもなお契約が履行されないときは、契約を解除し親メーターの使用水量で請求することができる。

(契約解除の通知)

第 14 条 管理者は、前条の規定により契約を解除したときは、契約解除通知書(様式第 7 号)により所有者に通知する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年水管規程第 9 号)

この規程は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年水管規程第 7 号)

1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の特殊集団住宅の水道給水に関する特別措置規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして用いることができる。

附 則(平成 17 年水管規程第 4 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。